

長久手市市民記者設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市市民記者（以下、「記者」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、市の広報媒体（以下、「広報媒体」という。）において、主に市内で行われている様々な活動や市民の多様な考え方などを市民自らが発信することで、まちの情報を充実させ、より多くの市民に親しまれ、まちを考えるきっかけとなる広報媒体とすることを目的とする。

(職務)

第3条 記者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 広報媒体に掲載する記事を作成すること。また、希望する記者同士で協同して広報媒体に掲載する記事を作成することができる。
- (2) 市の作成する記事に市民の視点を盛り込むための支援を行うこと。
- (3) その他、記者の活動に必要なこと。

(対象)

第4条 記者の登録に必要な要件は、市内に在住・在勤・在学の18歳以上の人で、記者の活動に関心を有する人であることとする。ただし、市内在住の小学生から18歳未満までの人も、親権者とあわせて記者登録することで記者となることができる。

(任期)

第5条 記者の任期は、登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報償費)

第6条 記者の活動に対する報償費は支給しない。ただし、一定の活動実績を挙げた記者に謝礼を提供することができる。

- 2 謝礼の内容は、予算の範囲内において別途定める。
- 3 謝礼は、任期終了後に提供する。
- 4 親子記者による活動は、1組で1人の活動とみなす。
- 5 記者同士協同により活動した場合は、1つの活動について、それぞれ1人分の活動とみなす。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。